



電気通信事業法 その他関係法令

第1章 電気通信事業法と電気通信主任技術者

第2章 電気通信主任技術者に関する法令

法規目次

第1章	電気通信事業法と電気通信主任技術者	法規	1
第2章	電気通信主任技術者に関する法令	法規	4
2.1	報告と業務改善命令	法規	4
2.1.1	報告	法規	4
2.1.2	業務改善命令	法規	10
2.2	電気通信設備の維持	法規	11
2.2.1	有線電気通信法等と電気通信事業法	法規	11
2.2.2	有線電気通信法と電気通信事業法の技術基準	法規	11
2.2.3	有線電気通信設備令等	法規	19
2.2.4	事業用電気通信設備規則	法規	19
2.3	管理規程	法規	24
2.4	電気通信主任技術者	法規	28
2.4.1	電気通信設備統括管理者	法規	28
2.4.2	電気通信主任技術者	法規	29

含む。)の区域(指定都市にあつてはその区の区域)」と読み替えるものとする。

(選任等の届出)

第四条 法第四十五条第二項の規定による届出をしようとする者は、別表第一号様式の電気通信主任技術者選任又は解任届出書を総務大臣に提出しなければならない。

注18 電気通信主任技術者規則

(講習の期間)

第四十三条の三 電気通信事業者は、法第四十九条第四項の規定により、電気通信主任技術者を選任したときは、その電気通信主任技術者資格者証の種類に応じ、当該電気通信主任技術者を選任した日から一年以内に事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項の監督に関し登録講習機関が行う講習(以下この条において「講習」という。)を受けさせなければならない。ただし、当該電気通信主任技術者が、次の各号のいずれかに該当する者である場合は、この限りでない。

- 一 電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた日から二年を経過しない者(次号に該当する者を除く。)
- 二 講習の修了証の交付を受けた日から二年を経過しない者

2 電気通信事業者は、前項第一号に該当する者を電気通信主任技術者を選任したときは、その電気通信主任技術者資格者証の種類に応じ、当該電気通信主任技術者に電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた日から三年以内に講習を受けさせなければならない。

3 電気通信事業者は、電気通信主任技術者資格者証の種類に応じ講習を受けた電気通信主任技術者に、その講習の行われた日の属する月の翌月の一日から起算して三年以内に講習を受けさせなければならない。

図表 2.4 講習の期間の例

